

平塚市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

平塚市小児の医療費の助成に関する条例（平成 7 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「小児を養育している者に対し」を削り、「その」を「小児に係る経済的負担の軽減を図り、小児の」に、「を図る」を「に寄与する」に改める。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 小児 満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 本市の区域内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者

イ 市長が特に認める者

(2) 養育者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父（母が当該小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、当該母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）又は母（当該父又は母に当該小児の父及び母が共に該当する場合にあつては、その父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高いもの）

イ 父及び母に監護されず、又はこれらと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者

（対象者）

第 3 条 この条例による医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、小児又は養育者であり、かつ、当該小児又は当該養育者が養育する小児の疾病又は負傷（次に掲げる小児に係る疾病又は負傷を除く。）について医療保険各法（規則で定める法令をいう。以下同じ。）の規定により医療に関する給付を受けることができる者とする。

(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けている小児

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療を受給している小児

(3) その他規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる小児

第5条中「（入院継続者を除く。）の」を「に係る」に改め、「養育する」を削り、「よる」の次に「医療費の」を、「医療証」の次に「（以下「医療証」という。）」を加える。

第6条第1項中「医療の」を「医療に関する」に改め、「医療費」の次に「の額」を加え、「よって」を「より」に、「おいてはその」を「おける当該」に、「は除く」を「を除く」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、他の法令により医療に関する給付を受けることができるときは、当該給付の限度において行わない。

第6条第2項を削る。

第7条第1項中「（入院継続者を除く。）の」を「に係る」に、「若しくは薬局又は」を「、薬局」に改め、「医療証の交付を受けた」を削り、「よって」を「より」に改め、同条第2項中「対象者に支払うことにより」を「規則で定めるところにより、」に改め、同条第3項を削る。

第10条中「この条例により」を「この条例による医療費の」に、「その者」を「当該者」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### （準備行為）

2 この条例による改正後の平塚市小児の医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定による医療証の交付その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

##### （経過措置）

3 新条例の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施

行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

令和5年6月7日提出

平塚市長 落合克宏